

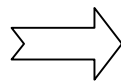
自家用有償旅客運送の概要

(改正道路運送法〔平成18年10月1日施行〕)

< 運営協議会 >

(市町村運営有償運送にあつては地域公共交通会議)

地方公共団体（主宰者）、地方運輸局（又は支局）、利用者、地域住民、輸送に関係する地域のボランティア団体、バス・タクシー等関係公共交通機関（事業者団体を含む）等で構成



関係者間で、自家用有償旅客運送の必要性、対価等について合意

運輸支局等に申請

登録

自家用自動車による有償運送が可能に

《運送の対象》

- 過疎地・福祉有償運送の場合は、会員登録をしている者が対象

《遵守事項等》

○ 安全の確保・利用者利便の確保

- ・ 運転者：基本は二種免許だが、認定講習を修了している場合等は、一種免許でも可
- ・ 運行管理体制、整備管理体制、事故処理体制の整備
- ・ 苦情処理体制の整備
- ・ 損害賠償措置 等

○ 運送の対価の説明

- ・ 対価について掲示又は事前に説明（問題がある場合は変更命令）

○ 白タク防止措置

- ・ 団体名、自家用有償旅客運送である旨等を車体に表示
- ・ 運転者証等の車内掲示
- ・ 登録証の写しの携行・表示

登録の更新

結果のフィードバック

事故等を運輸局等へ報告
運輸局等の監査行政処分等

地方公共団体による実態把握とフォローアップ（指導・助言）

○ 運輸局・支局等による事後チェック
事故の再発防止・利用者保護の確保